

中断証明書発行手続きのご案内

〔海外からの帰国者等に対する適用等級に関する特則（海外特則）〕

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
さて、このたびご請求いただきました中断証明書の発行手続きについてご案内申し上げます。

海外駐在等の理由による海外渡航のために保険契約を一時的に中断された場合（※）でも、中断証明書(海外特則)を発行していただくと、その後海外から帰国された際に、中断前のご契約の等級または事故件数などに応じた所定の等級を引き継いで中断後のご契約を再開することができます。

中断証明書の発行にあたりましては、本書面をご一読の上、お手続きくださいますようお願いいたします。

なお、ご帰国後に中断証明書を利用してご契約を再開される際には一定の条件がございます。併せてご案内しておりますので、裏面の最後まで、必ずご確認ください（特に出入国時に自動化ゲートを利用される際はご注意ください。利用される方は裏面の2.(2)を必ずご確認ください）。

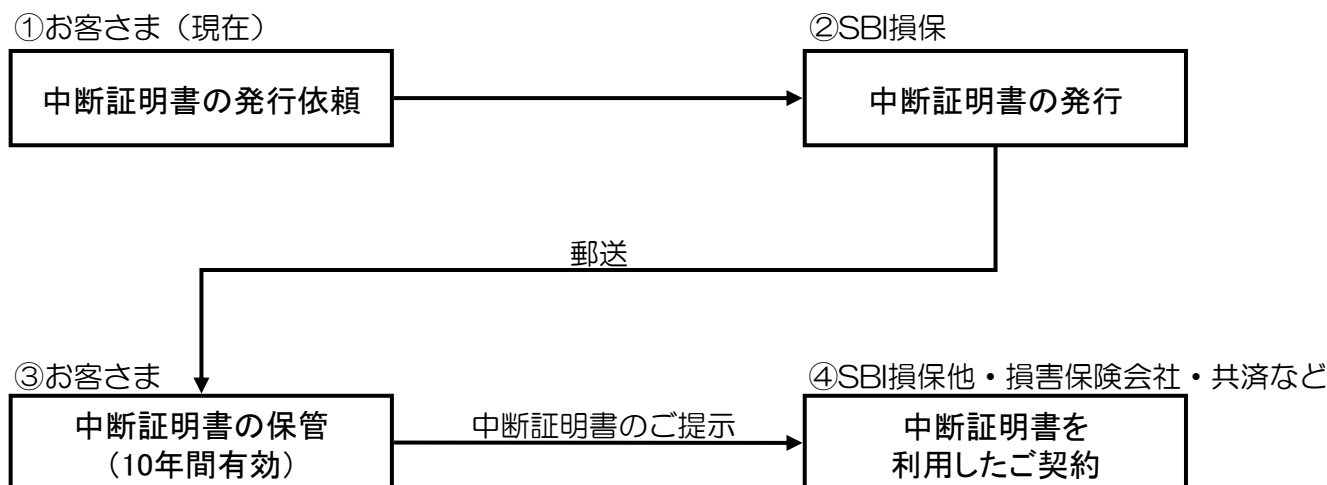
ご契約を再開される際には、是非ともSBI損保の自動車保険をご検討くださいますようお願い申し上げます。

※ 解約される場合または満期後に継続されない場合

敬具

SBI損害保険株式会社

《お手続きの流れ》



1.この制度をご利用いただくための条件

帰国後、次の条件をすべて満たす場合に、中断後のご契約（以下「新契約」）に中断前のご契約（以下「旧契約」）の等級または事故件数などに応じた所定の等級を引き継ぐことができます。

（1）旧契約の自動車保険契約に関する条件について

下記の①および②の条件に該当する必要があります。

- ① 中断する契約の次の契約に適用される等級（※）が7等級以上であること。
※ 中断する契約の保険期間中に事故がある場合は、その事故に応じて決定された等級
- ② 中断日（解約日または満期日）が出国日から6ヵ月さかのぼった日以降にあること。

（2）新契約の自動車保険契約に関する条件について

下記の①、②および③の条件に該当する必要があります。

- ① 新契約のお車（中断後の被保険自動車）が旧契約のお車（中断前の被保険自動車）と同一の用途・車種（車両入替処理が可能な用途・車種を含みます）のお車であること。
- ② 新契約の保険始期日が出国日から10年以内（中断期間）で、かつ帰国日翌日から1年以内であること。
- ③ 新契約について、記名被保険者（お車を主に運転される方）、およびお車の所有者が、それぞれ下表のいずれかに該当する方であること。

記名被保険者（お車を主に運転される方）	お車の所有者
<ul style="list-style-type: none">・旧契約の記名被保険者・旧契約の記名被保険者の配偶者・旧契約の記名被保険者またはその配偶者の同居の親族 ※いずれも、外国から帰国された方もしくは入国された方であることが条件となります。	<ul style="list-style-type: none">・旧契約の車両所有者・旧契約の記名被保険者・旧契約の記名被保険者の配偶者・旧契約の記名被保険者またはその配偶者の同居の親族

※「配偶者」には内縁を含みます。

※「同居の親族」とは、同一の家屋に居住する「6親等以内の血族」、「配偶者」および「3親等以内の姻族」をいいます。

2.この制度をご利用する際のお手続きについて

（1）「中断証明書」の発行に関するお手続き

- ① お電話で現在の保険契約の解約と同時に中断証明書の発行を希望された場合
▼同封の「自動車保険 変更手続依頼書」をご返送ください。
「自動車保険 変更手続依頼書」が弊社に到着後、中断証明書の発行手続きをいたします。
- ② ①以外で中断証明書の発行を希望された場合
▼お手続きは完了しております（書類のご提出は不要です）。
同封の「変更手続内容 お客さま控」とは別に、中断証明書をお送りいたします。

（2）「中断証明書」を使用してご契約を再開する際のお手続き

帰国日から1年以内に中断制度ご利用の旨をお申し出の上、下記の3書類(①～③)を添えてご契約ください。

- ① 中断証明書
- ② パスポートのコピー
 - ・顔写真のページのほか、出国日・帰国日が記載されている該当ページのコピーも必要です。
 - ・自動化ゲートによる出入国手続をご利用される方は、自動化ゲート通過時にパスポートヘスタンプ(証印)が必要な旨を空港職員へ申告していただき、必ずパスポートにスタンプを押印していただくようお願いいたします。
- ③ 新たなご契約のお車の車検証等のコピー
 - ・車検証・軽自動車届出済証・標識交付証明書等のコピーをご提出ください。

《その他ご注意いただきたいこと》

- 旧契約においてこの制度を利用しない場合、あるいは継続せずに13ヵ月を超えた後に新契約を締結された場合は、6等級（純新規契約）または7等級（複数所有新規契約）でのご契約になります。また、13ヵ月以内であっても7等級以上の等級は引き継がれません。
- 中断証明書の発行受付は、中断日（解約日または満期日）から13ヵ月以内です。これを過ぎますと中断証明書を発行できません。
- 発行後、中断証明書の記載内容が事実と異なることが判明した場合や、ご契約が解除となった場合は、中断証明書は無効となり、新契約に適用できなくなることがありますのでご注意ください。